

建設工事における最低制限価格制度並びに低入札価格調査制度について

令和6年8月1日改正

総務企画課

■最低制限価格制度とは

最低制限価格制度とは、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、工事又は製造その他についての請負の契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる制度です。

■対象案件

- ・最低制限価格制度：設計額1億5千万円未満の全ての建設工事が対象
- ・低入札価格調査制度：設計額1億5千万円以上の全ての建設工事が対象

■算定方法

①最低制限価格の算定式

最低制限価格は、最低制限価格の算出の基礎となる価格（以下「最低制限基準価格」という。）に、一定の範囲で無作為に発生させた係数を乗じて得た額とします。

ただし、最低制限基準価格は、以下の計算式により算定した金額が、予定価格の92%を超える場合は予定価格の92%とし、予定価格の75%に満たない場合は予定価格の75%とします。

【最低制限基準価格】＝（直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%）

【最低制限価格】＝【最低制限価格基準価格】×無作為係数（1から1.01までの数値）

②低入札価格調査基準価格の算定式

低入札価格調査基準価格は、以下の計算式により算定します。

ただし、低入札価格調査基準価格は、以下の計算式により算定した金額が、予定価格の92%を超える場合は予定価格の92%とし、予定価格の75%に満たない場合は予定価格の75%とします。

【低入札価格調査基準価格】＝直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%

③失格基準価格の算定式

失格基準価格は、原則として、予定価格算定の基礎となった設計金額の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の額に算出係数をそれぞれ乗じて得た額の合計額とします。

※算出係数は非公表

■実施時期

令和6年8月1日以降に入札公告及び指名競争入札通知を行う入札から適用します。